



HPSCにおける新型コロナウイルス感染症 に関する感染防止策

2020年05月22日 初版
2020年12月18日 改正

目次

1. HPSC の特徴.....	1
2. HPSC の利用に関する個別の取組.....	1
3. 全般的な事項.....	2
4. 施設内管理事項.....	4
a) 手洗い場所.....	4
b) 更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース.....	4
c) 洗面所（トイレ）.....	4
d) スポーツ用具の管理.....	4
e) 運動・スポーツを行う施設の環境.....	4
f) 施設の入口.....	5
g) ゴミの廃棄.....	5
h) 清掃・消毒.....	5
i) 食堂.....	5
j) 宿泊室.....	5
k) 飛沫防止対策車両の配備.....	5
5. HPSC 利用時の遵守事項.....	6
6. 体調不良、COVID-19 の感染疑いや濃厚接触者認定となった場合の連絡先・対応.....	8
7. COVID-19 に関する情報開示.....	10
8. その他.....	11

ハイパフォーマンススポーツセンター

感染症特別対策プロジェクト

2020年5月22日 初版

2020年12月18日 改正

1. HPSC の特徴

ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）においては、利用団体（選手等）の利用に当たっては、厳格な要件を満たすことを条件とするとともに、一般的なスポーツジムや運動教室等と違い、極めて広大な屋内スペースの中で、限定されたトップアスリートのみが利用することに特徴がある。さらに、施設内にスポーツメディカルセンターを有しており、適宜、医師が対応できる体制が整備されている。

2. HPSC の利用に関する個別の取組

トップアスリートの活動拠点である HPSC の施設利用にあたっては、以下の段階を経て、利用が認められる。

- ① 統括団体である日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が各中央競技団体（以下「NF」という。）に対して独自の『競技特性に応じた具体的な感染防止対策』を踏まえたガイドライン、並びに『HPSC 利用に当たっての新型コロナウイルス感染症対応方針』の作成を課しており、各 NF が作成する。
- ② 利用したい NF 及び特定の個人は、上記に基づき各 NF が作成したガイドラインを遵守すること。
- ③ HPSC は、以下の 1) から 3) について問題ない者を受け入れる。
 - 1) 施設利用の直前 14 日間の体温計測を含めて体調チェックを実施し、体温が 37.5°C（平熱が高い人は、平熱+0.5 度）未満かつ倦怠感、咳、咽頭痛などの症状がない。
 - 2) 施設利用の直前 14 日間で周囲の者に発熱、感冒様症状などがない。
 - 3) 日々の体調及び行動を記録する。
※使用可能な選手は、HPSC アプリ「AthletesPort」の活用を推奨する。
- ④ さらに、入館時はサーモグラフィーによるチェックを行う。その中で異変等があった場合は入館をお断りするとともに、必要に応じて速やかにスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させるものとする。
- ⑤ HPSC の利用に当たっては、原則として、利用初日に HPSC 利用時検査を受検し、その結果が陰性であることを確認した後に利用を認めるものとする。詳しくは、『HPSC 利用時検査利用マニュアル』を参照のこと。

また、施設利用中に発熱や体調不良が生じた場合は、速やかにスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させるとともに、必要に応じて該当者の隔離、退館又は合宿を一時中断あるいは中止させるものとする。

3. 全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示する。
- 各事項が遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認する。
- パラアスリート利用者の特性にも配慮する。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者から提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておく。
- 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- 他国のスポーツ施設との連携により、COVID-19 対策に関する情報交換を行い、必要に応じて新たな対策をとる。
- 事前に JOC 又は JPC の許可を受けた者のみを受け入れる。
- 利用資格のない者の入館はお断りする。
- **利用者が以下の事項に該当する場合は、入館をお断りする。**
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ただし、『東京大会・北京大会に向けた日本人選手及び選手関係者における「帰国後14日間待機」に対する条件付き緩和措置について（周知）』（令和2年10月9日付スポーツ庁事務連絡）（以下「スポーツ庁事務連絡」という。）に基づく利用を希望する競技団体は、スポーツ庁に対しスポーツ庁事務連絡に基づく活動計画書を提出する前に、**別紙**を統括団体を通じて「HPSC 感染症対策窓口」に提出し、JSC の確認を得ること。併せて、前述した活動計画書がスポーツ庁において承認された場合に限り入館を認める。
- なお、スポーツ庁事務連絡に基づく利用の際は、以下の制約があることに留意すること。
 - 14日間が経過するまで、共用部（宿泊施設、食堂、JISS トレーニング体育館・ハイパフォーマンスジム、ラウンジ等）の利用はできない。
 - 統括団体を通じてスポーツ庁事務連絡に基づく利用を行う旨を他の利用団体等に周知し、トイレや更衣室の利用を希望する場合は、統括団体と事前に協議し、他の利用団体と利用時間が重ならないよう配慮すること。
- 利用者に対しマスクの着用を奨励する（トレーニング時や食事等を除き、原則としてマスクを着用すること）。
- 受付窓口には、手指消毒液（70%以上のアルコール）を設置する。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は**入館をお断りする。（入口に設置しているサーモグラフィー又は体温計による体温の確認を実施）**
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

- 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させる。
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等をなるべく避けるようにする。
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。
- **アスリート以外の利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求める（下記の症状がある場合は、原則として入館をお断りする）。**
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前14日間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 施設利用前に、利用者に接触確認アプリ（COCOA）のインストールを促す。
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密（密閉、密集、密接）を避ける。
- **施設利用者の中で体調不良者が発生した場合は、直ちに所属するNFのドクターに相談するとともに、必要に応じてスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させ、必要に応じて該当者の隔離、退館又は合宿を一時中断あるいは中止させるものとする。**

4. 施設内管理事項

a) 手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意する（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。共用のタオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒液を用意する。

b) 更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける（障がい者の介助を行う場合を除く）。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒する。
- 換気設備を適切に運転する。
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いまたはアルコール等による手指消毒をする。

c) 洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。共用の布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）。

d) スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒する。
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をする。
- 貸出前後に消毒する。

e) 運動・スポーツを行う施設的环境

- 換気設備を適切に運転する。定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。
- 二酸化炭素測定器を設置する。
- 体育館の床をこまめに清掃する。
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従う。

体育館等の施設においても、密な状態とならないようにする。

f) 施設の入口

- 施設の入口のほか、各所にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示する。

g) ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、アルコール等による手指消毒をする。

h) 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒する。

i) 食堂

- 入口にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- 利用者の入替時等、定期的にテーブル、イス等を拭き取り消毒をする。
- 接客時等はマスクを着用する。また、提供カウンターにビニールカーテン等を設置する。
- 座席は通常時の半分まで間引きし、テーブル間には衝立を設置する。
- ビュッフェスタイルは行わず、従業員による食事の取り分けにより、料理を提供する。
- 提供時に順番待ちができるような場合は、床に貼った間隔を示す位置に誘導する。

j) 宿泊室

- 入口にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- フロントデスクに衝立を設置する。
- 接客時は、マスクを着用する。
- ツインルームは、シングルユースとする（介助等の場合を除く）。
- セキュリティカードは、返却時に拭き取り消毒を行う。
- 大浴場の利用は、専用のセキュリティカードによる利用制限を行う。
- 団体利用の場合は、代表者がチェックイン・チェックアウトの手続きを行うよう促す。

k) 飛沫防止対策車両の配備

- HPSC 利用時に体調不良となった者等を搬送するための、飛沫防止対策を施した車両を配備する。
- 当該車両の利用方法については、別に定める。

5. HPSC 利用時の遵守事項

- 本対策、並びに各 NF において作成したガイドラインを遵守する。
- マスクを持参し、原則として HPSC 館内ではマスクを着用する。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- 施設内の動線をあらかじめ確認・把握し、不要な移動は避ける。
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ 2m 以上）を確保すると共に、三つの密（密閉、密集、密接）を避ける。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用する空間等の換気状況を意識し、窓が設置されている空間であればこまめな換気を心がける。
- 使用する器具や什器などは、1 日の使用開始前には必ず消毒する。また、利用者間で共有する必要がある器具等は、利用前後に消毒を実施する。
- 利用中に大きな声で会話や応援等をしない。
- トイレを利用する際には、蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- 鼻水、唾液などが付着したゴミ、マスクなどは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミ箱に廃棄する。
- 更衣室、シャワー等は可能な限り使用しない。使用する場合は、利用時間を調整するなど、一度に大勢で使用しない。
- HPSC の利用に当たっては、可能な限り公共交通機関を利用しない。また、HPSC において合宿を行っている場合は、生活必需品等の購入等を除き、原則として外出を避ける。特に、繁華街や飲食店など、密になる場所へは行かない。
- トレーニング時の感染症対策として、以下の点に留意する。
 - マスクの着用が可能なトレーニング内容である場合は、極力マスクを着用する。
 - トレーニングの合間に補給する飲食物は、自分専用の物をあらかじめ準備する。
 - 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
 - 一旦開封して口を付けた飲料等は、共用のクーラーボックスへは戻さず、個人で保管する。
 - タオル、トレーニングで使用する衣類などは自分専用の物を準備し、他の人と共用しない。
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させる。
 - 濃厚接触に該当すると考えられるトレーニング等については、可能な限り対応者をグループ化するなど接触する者を限定する。
- 食堂を利用する際は、以下に配慮して適切に行う。
 - 食堂入店時は手洗いを実施し、その後手指消毒液にて消毒を実施する。
 - 食堂入店時はバッグ持込禁止、携帯電話の使用は禁止とする。ただし、障がい等により日常生活動作を補助用具等の携帯が欠かせない場合には、この限りではない。
 - 食堂利用時は着席するまでマスクを着用し、下膳時もマスクを着用する。
 - 対面での着席、長時間の利用を避け、不用意な会話は控える。会話する場合は、相手に顔を向けないようにする。もしくはマスクを着用して会話する。
- 利用終了後 14 日間以内に COVID-19 を発症した場合は、統括団体を通じて HPSC 感染症対策窓口に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

- COVID-19 の陽性者が利用したことにより施設の全部または一部を休止した場合、利用再開については保健所の指示に従う。
- 感染防止のために施設管理者が定めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従う。

6. 体調不良、COVID-19 の感染疑いや濃厚接触者認定となった場合の連絡先・対応

1) HPSC 利用中（合宿期間中など）に、体調不良が生じた場合

平日の 8:30～17:00 であれば、HPSC スポーツメディカルセンターに連絡すること。無暗に移動等を行わず、受診に関してはメディカルセンターの指示に従うこと。また、各 NF が作成するガイドラインに従い、当該体調不良者が触れたと思われる箇所を消毒し、COVID-19 の感染だった場合を考慮し、合宿の一時中断あるいは中止の検討を行うこと。なお、平日の 8:30～17:00 以外の時間帯、及び土日祝日の場合は、東京都発熱相談センター等に連絡するとともに、HPSC 感染症対策窓口まで以下の内容をメールすること。

- 体調不良者の所属 NF 名／氏名／性別／属性（選手・スタッフ等）
- 体調不良の状況（発症日時、発熱 $^{\circ}\text{C}$ 、嘔吐あり等）
- 受診先医療機関名称／医療機関での診断／PCR 検査等受検の状況
- 体調不良者の発症時から本報告時までの経過（時系列）
- 体調不良者と合同でトレーニングしていた者への対応状況（夜間のため特になし・合宿一時中止等）
- 濃厚接触が疑われる者の所属 NF 名／氏名／性別／属性（選手・スタッフ等）（濃厚接触が疑われる者を推定し、その者の隔離を行う。）

◆平日 8:30～17:00 HPSC スポーツメディカルセンター 03-5963-0211

◇上記以外 東京都発熱相談センター 03-5320-4592

 東京消防庁救急相談センター #7119

□HPSC 感染症対策窓口メールアドレス hpsc-ict@jpnssport.go.jp

2) HPSC 利用中（合宿期間中など）に、COVID-19 の陽性者の濃厚接触者に認定された場合

統括団体を通じて、HPSC 感染症対策窓口に連絡すること（統括団体に連絡が取れない場合は NF から直接 HPSC 感染症対策窓口へ連絡可。）。また、各 NF が作成するガイドラインに従い、濃厚接触者が触れたと思われる箇所を消毒し、COVID-19 に感染していた場合を考慮し、合宿の一時中断あるいは中止の検討を行うこと。

3) HPSC 利用中（合宿期間中など）に、COVID-19 の陽性者であることが判明した場合

統括団体を通じて、HPSC 感染症特別対策窓口に連絡すること（統括団体に連絡が取れない場合は NF から直接 HPSC 感染症対策窓口へ連絡可。）。また、各 NF が作成するガイドラインに従い合宿を一時中断あるいは中止すること。

○全日 8:30～21:00 HPSC 感染症対策窓口 03-5963-0201

上記以外は、≪HPSC 感染症対策窓口メールアドレス≫まで連絡。

4) HPSC 利用後 14 日以内に、COVID-19 の陽性者及び濃厚接触者となった場合

※この場合の報告すべき濃厚接触者は、保健所から、陽性者との濃厚接触期間が HPSC 利用中も含ま

れると認定された場合。

統括団体を通じて、HPSC 感染症特別対策窓口に連絡すること（統括団体に連絡が取れない場合は NF から直接 HPSC 感染症対策窓口へ連絡可。）。

○全日 8:30～21:00 **HPSC 感染症対策窓口** **03-5963-0201**

上記以外は、**《HPSC 感染症対策窓口メールアドレス》**まで連絡。

7. COVID-19 に関する情報開示

1) 情報開示に関する基本的な考え方

HPSC は、感染拡大を防止する観点から、公表が必要と判断した場合は、ニュースリリース、ウェブ掲載等により以下のとおり公表する。

- ① HPSC 利用者が COVID-19 の検査で陽性になった場合は、速やかに公表する
- ② HPSC 利用者が濃厚接触者及び濃厚接触者疑いとなった場合、保健所と連携し、感染拡大を防止する観点と併せて公表を判断する
- ③ 発表に当たっては、統括団体、NF と協議し、スポーツ庁とも調整して公表する
- ④ 発表する範囲は、2)感染に関する発表の例を参照
- ⑤ HPSC においてクラスターが発生するなど、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとる場合がある

2) 感染に関する発表の例

- 属性
 - 検査陽性判明日
 - 経過（発症日、HPSC 最終利用日、発症 2 日前からの HPSC 来館状況、検査日・結果判明日、現在の状況など）
 - 濃厚接触者の有無（保健所の見解）、近接者の健康状況
 - 関係者の状況を踏まえた対応（自宅待機の期間・範囲等）
 - 業務・練習の中断、施設の休止（一部・全部）等に関し必要な事項
 - 他のNF に対する影響の有無
 - 今後の対応について（保健所の指示をもとに決定）
- ※ 原則として、陽性者や濃厚接触者等の氏名については、プライバシーの保護の観点から公開しない。
- ※ 上記に記載する全ての情報が確認できない場合であっても、感染拡大防止の観点から陽性者発生の実態の公表を優先・迅速に行い、他の情報は判明し次第、順次続報を行う場合がある。

8. その他

1) 濃厚接触者について

濃厚接触者の定義等については、以下を参照されたい。

厚生労働省 HP (2020年12月7日現在) :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3

※定義は変更される場合があるため、最新情報を厚生労働省 HP 等で確認することが求められる。

※保健所によって感染者の濃厚接触者と判定された場合、14 日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない。

※HPSC では、二次感染のリスクを最小化させるため、関係者には、HPSC 利用時の生活、トレーニング、移動などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる。

HP JAPAN HIGH
SC PERFORMANCE
SPORT CENTER

JAPAN SPORT
COUNCIL